

令和5年2月9日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 朝長 亮一郎

室長 補佐 大津 洋子

(代表電話) 048(600)6210

報道関係者各位

## 令和4年度「埼玉県公労使会議」を開催します

埼玉県におけるポストコロナに向けた人への投資と働き方改革の取組がさらに進むよう、「埼玉県公労使会議」(※)を開催します。

### 【埼玉県公労使会議】

- 日時 令和5年2月15日(水) 13:00～14:00
- 会場 ホテルブリランテ武蔵野 2階エメラルドA
- 内容 令和4年度の取組報告及び令和5年度の取組について
- 出席者

- ・埼玉県知事
- ・埼玉労働局長
- ・日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
- ・(一社)埼玉県経営者協会会長
- ・(一社)埼玉県商工会議所連合会会長
- ・埼玉県商工会連合会会長
- ・埼玉県中小企業団体中央会会長
- ・埼玉中小企業家同友会代表理事

他、オブザーバーとして、関東経済産業局及び(株)埼玉りそな銀行

### ※埼玉県公労使会議とは

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するため、平成28年2月より協議を行っているもの。

国は「地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置」に努めるものとされており、埼玉県では「埼玉県公労使会議」がこの協議会に位置付けられています。

### ☆当日の取材について

会議冒頭「開会あいさつ」を公開しますので、取材を希望される方は、事前に上記担当者あてお問い合わせください。

## 埼玉県公労使会議設置要綱

### 1 目的

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するため、「埼玉県公労使会議（以下「会議」という。）」を設置する。

なお、本会議は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づく協議会（働き方改革推進協議会）に当たるものとする。

### 2 会議の構成

会議の構成員は、別紙に掲げる機関・団体の代表者等とする。

### 3 会議の開催

- (1) 会議は、出席者にそれぞれ対等な立場における自由闊達な発言を促すため、いわゆる円卓会議方式とする。
- (2) 会議に進行役を置く。
- (3) 会議の構成員は、代理の者を出席させることができる。
- (4) 会議には、有識者その他関係者の出席を求めることができる。
- (5) 原則として、会議の冒頭のみ公開とする。
- (6) 具体的な取組について検討するため、会議に下部組織として「幹事会」を置く。幹事会は随時開催とし、幹事会の運営は会議に準ずるものとする。

### 4 会議の役割

- (1) 会議では、雇用・労働の課題についての認識の共有を図り、効果的な解決策を討議する。
- (2) 会議のテーマは、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等により、非正規雇用対策をはじめ若者の定着支援、シニア・女性の活用、人材育成を図る等働き方改革全般に関することとし、追加することができる。
- (3) 会議での取組、成果等は、適宜公表する。

### 5 事務局

会議の運営に関する事務は、埼玉労働局雇用環境・均等室において処理する。

### 6 その他

会議の運営に関する事項は、必要によりその都度会議に諮り、決定する。

### 附 則

この要綱は、令和2年2月19日から適用する。

別紙

機関・団体	職
埼玉県	知事 産業労働部長
埼玉労働局	局長
日本労働組合総連合会埼玉県連合会	会長
埼玉県経営者協会	会長
埼玉県商工会議所連合会	会長
埼玉県商工会連合会	会長
埼玉県中小企業団体中央会	会長
埼玉中小企業家同友会	代表理事 代表理事